○関東地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千五百六十五号三鷹都市計画公園事業第九・四・二号、府中都市計画公園事業第九・四・一号、調布都市計画公園事業第九・五・二号武蔵野の森公園

三　事業施行期間　自平成十一年八月五日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十一年建設省告示第千五百六十五号、平成十六年関東地方整備局告示第百三十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十一号及び平成二十年関東地方整備局告示第百七十四号の事業地のうち東京都三鷹市大沢五丁目、府中市朝日町三丁目並びに調布市西町を削り、東京都三鷹市大沢六丁目において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千八百七十九号町田都市計画緑地事業第一号小山田緑地

三　事業施行期間　自昭和六十二年十一月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市上小山田町字八号、下小山田町字押沼、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上ノ山、字馬場窪、字鍬柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢及び字竜沢地内

○関東地方整備局告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十一号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地

三　事業施行期間　自平成二十一年八月十三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十一年関東地方整備局告示第二百八十一号の事業地のうち東京都町田市相原町字大戸を削り、東京都町田市相原町字大地沢、字段木入及び字牛田地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市相原町字大地沢、字段木入及び字牛田地内

○関東地方整備局告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四十一号豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画及び堀金都市計画下水道事業犀川安曇野流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月二十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第七十号鹿島臨海都市計画下水道事業鹿島臨海特定公共下水道

三　事業施行期間　自昭和四十五年一月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
幸手市大字上高野字菩薩前一〇八八番三地先から同市大字上高野字菩薩前一一三七番一まで	前	四四・六〇～六二・八一メートル	〇・一九五キロメートル
	後	四四・六〇～八〇・六四メートル	〇・一九五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所